

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 為替取引分析業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 金融のデジタル化の進展や、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の手口の巧妙化等を踏まえ、国際的にも、金融活動作業部会（FATF）において、より高い水準でのマネー・ローンダリング等への対応が求められており、金融機関等におけるマネー・ローンダリング等対策（以下「AML/CFT」という。）の実効性の向上は、喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした中、複数の金融機関等（資金決済に関する法律（以下「法」という。）第2条第21項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の委託を受けて、為替取引に関し、同項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことを為替取引分析業とし、これに許可制を導入し、当局の検査・監督等を及ぼすことで、当該業務運営の質を確保することとした。</p> <p>こうした制度趣旨の下、為替取引分析業者には、取引フィルタリングや取引モニタリング等の実効性を継続的に向上させることにより、金融機関等における AML/CFT の実効性の向上に資する役割が求められている。</p> <p>為替取引分析業者の監督の目的は、こうした為替取引分析業者の業務運営の質を確保することで、委託元金融機関等（その行う為替取引に関し、為替取引分析業を行う者に法第2条第21項各号に掲げる行為のいずれかに係る業務（以下「為替取引分析業務」という。）を委託する金融機関等をいう。以下同じ。）における AML/CFT の実効性の向上を図り、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条）。</p> <p>（注）本監督指針において、「取引フィルタリング」とは、次の①から③までの業務をいい、「取引モニタリング」とは、次の④の業務をいう。</p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 為替取引分析業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 金融のデジタル化の進展や、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の手口の巧妙化等を踏まえ、国際的にも、金融活動作業部会（FATF）において、より高い水準でのマネー・ローンダリング等への対応が求められており、金融機関等におけるマネー・ローンダリング等対策（以下「AML/CFT」という。）の実効性の向上は、喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした中、複数の金融機関等（資金決済に関する法律（以下「法」という。）第2条第18項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の委託を受けて、為替取引に関し、同項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことを為替取引分析業とし、これに許可制を導入し、当局の検査・監督等を及ぼすことで、当該業務運営の質を確保することとした。</p> <p>こうした制度趣旨の下、為替取引分析業者には、取引フィルタリングや取引モニタリング等の実効性を継続的に向上させることにより、金融機関等における AML/CFT の実効性の向上に資する役割が求められている。</p> <p>為替取引分析業者の監督の目的は、こうした為替取引分析業者の業務運営の質を確保することで、委託元金融機関等（その行う為替取引に関し、為替取引分析業を行う者に法第2条第18項各号に掲げる行為のいずれかに係る業務（以下「為替取引分析業務」という。）を委託する金融機関等をいう。以下同じ。）における AML/CFT の実効性の向上を図り、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条）。</p> <p>（注）本監督指針において、「取引フィルタリング」とは、次の①から③までの業務をいい、「取引モニタリング」とは、次の④の業務をいう。</p>

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>① <u>法第2条第21項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務</p> <p>②、③ （略）</p> <p>④ <u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる行為に係る業務又はこれに相当するものを行う業務（命令第8条第4号若しくは第5号又は府令第8条第4号若しくは第5号）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>I－2 為替取引分析業者向け監督指針の位置付け</p> <p>I－2－2 本監督指針の位置付け</p> <p>（1）本監督指針は、為替取引分析業者の監督を担う職員向けの手引書として、監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。</p> <p>（注）本監督指針においては、特に断りのある箇所を除き、監査役会設置会社である為替取引分析業者（<u>法第2条第21項第1号</u>に掲げる行為を業として行う者に限る。）又は監査役会設置会社であって当該行為を業として行おうとする者に対する監督事務について記載している。これら以外の者に対する監督事務に当たっては、本監督指針の趣旨を踏まえ、例えば以下のように、適宜読み替えて検証等を行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 監督対象が為替取引分析業者（<u>法第2条第21項第1号</u>に掲げる行為を業として行う者を除く。）又は法第63条の23の許可を受けようとする者（同号に掲げる行為を業として行おうとする者を除く。）である場合命令の規定について、これに対応する府令の規定に適宜読み替えるものとする。</p>	<p>① <u>法第2条第18項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務</p> <p>②、③ （略）</p> <p>④ <u>法第2条第18項第3号</u>に掲げる行為に係る業務又はこれに相当するものを行う業務（命令第8条第4号若しくは第5号又は府令第8条第4号若しくは第5号）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>I－2 為替取引分析業者向け監督指針の位置付け</p> <p>I－2－2 本監督指針の位置付け</p> <p>（1）本監督指針は、為替取引分析業者の監督を担う職員向けの手引書として、監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。</p> <p>（注）本監督指針においては、特に断りのある箇所を除き、監査役会設置会社である為替取引分析業者（<u>法第2条第18項第1号</u>に掲げる行為を業として行う者に限る。）又は監査役会設置会社であって当該行為を業として行おうとする者に対する監督事務について記載している。これら以外の者に対する監督事務に当たっては、本監督指針の趣旨を踏まえ、例えば以下のように、適宜読み替えて検証等を行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 監督対象が為替取引分析業者（<u>法第2条第18項第1号</u>に掲げる行為を業として行う者を除く。）又は法第63条の23の許可を受けようとする者（同号に掲げる行為を業として行おうとする者を除く。）である場合命令の規定について、これに対応する府令の規定に適宜読み替えるものとする。</p>

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>II 為替取引分析業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-5 行政処分等を行う際の留意点等</p> <p>II-5-1 行政処分(不利益処分)に関する基本的な事務の流れについて</p> <p>II-5-1-1 行政処分 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 標準処理期間 (3)又は(4)の行政処分をしようとする場合には、為替取引分析業者(法第2条第21項第1号に掲げる行為を業として行う者を除く。)については、(1)の報告書を受理したときから、原則としておおむね1か月(法第63条の39の規定に基づく協議を要する場合はおおむね2か月)以内を目途に行うものとし、為替取引分析業者(同号に掲げる行為を業として行う者に限る。)については、(1)の報告書を受理したときから、原則としておおむね2か月以内を目途に行うものとする。</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>III 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>III-3 業務の適切性</p> <p>III-3-8 為替取引分析業</p> <p>(1) 主な着眼点 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>法第2条第21項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務に関する事項 いかなる項目を照合対象としているかを金融機関等に説明しているか。</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>II 為替取引分析業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-5 行政処分等を行う際の留意点等</p> <p>II-5-1 行政処分(不利益処分)に関する基本的な事務の流れについて</p> <p>II-5-1-1 行政処分 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 標準処理期間 (3)又は(4)の行政処分をしようとする場合には、為替取引分析業者(法第2条第18項第1号に掲げる行為を業として行う者を除く。)については、(1)の報告書を受理したときから、原則としておおむね1か月(法第63条の39の規定に基づく協議を要する場合はおおむね2か月)以内を目途に行うものとし、為替取引分析業者(同号に掲げる行為を業として行う者に限る。)については、(1)の報告書を受理したときから、原則としておおむね2か月以内を目途に行うものとする。</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>III 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>III-3 業務の適切性</p> <p>III-3-8 為替取引分析業</p> <p>(1) 主な着眼点 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>法第2条第18項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務に関する事項 いかなる項目を照合対象としているかを金融機関等に説明しているか。</p>

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>③ <u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる行為に係る業務に関する事項 ア. ～ウ. (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－3－9 為替取引分析関連業務 (1) 主な着眼点 (略) ① (略) ② 命令第8条第2号に掲げる業務について 金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、制裁対象者等リスト（制裁対象者等（命令第8条第1号ハに規定する制裁対象者等をいう。以下同じ。）に関する情報を掲載したリストをいう。以下同じ。）であって<u>法第2条第21項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務において用いられるリスト以外のもの（例えば、EU や米国 OFAC 等の外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関により指定され、公告され又は公表されている制裁対象者等に係るリストが該当する。）を用いて、いわゆる取引のフィルタリングを行うことが、これに該当する。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－4 諸手続 Ⅲ－4－1 為替取引分析業を行うことについての許可申請に係る事務処理 Ⅲ－4－1－1 許可の要否 (1) 許可の要否の判断基準 為替取引分析業は、<u>法第2条第21項</u>において、複数の金融機関等の</p>	<p>③ <u>法第2条第18項第3号</u>に掲げる行為に係る業務に関する事項 ア. ～ウ. (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－3－9 為替取引分析関連業務 (1) 主な着眼点 (略) ① (略) ② 命令第8条第2号に掲げる業務について 金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、制裁対象者等リスト（制裁対象者等（命令第8条第1号ハに規定する制裁対象者等をいう。以下同じ。）に関する情報を掲載したリストをいう。以下同じ。）であって<u>法第2条第18項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務において用いられるリスト以外のもの（例えば、EU や米国 OFAC 等の外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関により指定され、公告され又は公表されている制裁対象者等に係るリストが該当する。）を用いて、いわゆる取引のフィルタリングを行うことが、これに該当する。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－4 諸手続 Ⅲ－4－1 為替取引分析業を行うことについての許可申請に係る事務処理 Ⅲ－4－1－1 許可の要否 (1) 許可の要否の判断基準 為替取引分析業は、<u>法第2条第18項</u>において、複数の金融機関等の</p>

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、同項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うこととされており、為替取引分析業は金融機関等における AML/CFT 業務の中核的な部分であるいわゆる取引のフィルタリングやモニタリングを受託して行うものである。</p> <p>為替取引分析業の規制が及ぶか否かについては、事業者の行為が、<u>法第2条第21項</u>に規定する為替取引分析業に該当するか否か（業該当性）、<u>法第63条の23</u>ただし書に規定する主務省令で定める場合に該当するか否か（適用除外要件該当性）の2つの観点から、当該事業者の行為の個別具体的な実施態様を踏まえ、判断することとなる。</p> <p><u>法第2条第21項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務は、金融機関等の委託を受けていわゆる取引のフィルタリングを行うものである。具体的には、為替取引が外為法第17条各号に掲げる支払等に係る為替取引に該当するかどうか等について、当該為替取引に係る顧客等の氏名（通称を含む。）、商号又は名称や住所等の必要情報（財務省「外国為替検査ガイドライン」における必要情報をいう。）等も勘案して、制裁対象との照合を行い、当該照合結果を含む分析の結果を委託元金融機関等に還元することが想定される。</p> <p>また、<u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる行為に係る業務は、金融機関等の委託を受けていわゆる取引のモニタリングを行うものであり、為替取引について犯収法第8条第1項の規定による判断を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を委託元金融機関等に還元することである。具体的には、これは、疑わしい取引の届出に係る判断を行うに際して、為替取引に関し、委託元金融機関等における取引時確認の結果や当該取引の態様等の内容を勘案し、例えば、当該取引の態様と委託元金融機関等が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較、当該取引の態様と委託元金融機関等が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較、当該取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他委託元金融機関等が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性などに従って当該取引に疑わ</p>	<p>委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、同項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うこととされており、為替取引分析業は金融機関等における AML/CFT 業務の中核的な部分であるいわゆる取引のフィルタリングやモニタリングを受託して行うものである。</p> <p>為替取引分析業の規制が及ぶか否かについては、事業者の行為が、<u>法第2条第18項</u>に規定する為替取引分析業に該当するか否か（業該当性）、<u>法第63条の23</u>ただし書に規定する主務省令で定める場合に該当するか否か（適用除外要件該当性）の2つの観点から、当該事業者の行為の個別具体的な実施態様を踏まえ、判断することとなる。</p> <p><u>法第2条第18項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務は、金融機関等の委託を受けていわゆる取引のフィルタリングを行うものである。具体的には、為替取引が外為法第17条各号に掲げる支払等に係る為替取引に該当するかどうか等について、当該為替取引に係る顧客等の氏名（通称を含む。）、商号又は名称や住所等の必要情報（財務省「外国為替検査ガイドライン」における必要情報をいう。）等も勘案して、制裁対象との照合を行い、当該照合結果を含む分析の結果を委託元金融機関等に還元することが想定される。</p> <p>また、<u>法第2条第18項第3号</u>に掲げる行為に係る業務は、金融機関等の委託を受けていわゆる取引のモニタリングを行うものであり、為替取引について犯収法第8条第1項の規定による判断を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を委託元金融機関等に還元することである。具体的には、これは、疑わしい取引の届出に係る判断を行うに際して、為替取引に関し、委託元金融機関等における取引時確認の結果や当該取引の態様等の内容を勘案し、例えば、当該取引の態様と委託元金融機関等が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較、当該取引の態様と委託元金融機関等が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較、当該取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他委託元金融機関等が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性などに従って当該取引に疑わ</p>

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>しい点があるかどうかを確認する方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則で定める方法により確認等を行うことが想定される。</p> <p>なお、為替取引分析業者において行われる実際の個別具体的な業務実施内容は、委託元金融機関等との委託契約の内容により異なり得ることに留意が必要である。</p> <p>為替取引分析業は情報システム等を用いないで為替取引分析業務を行う場合もその対象となるものである。これに対し、例えば、情報システム等を用いて為替取引分析業務が行われる場合において、事業者が当該情報システム等を金融機関等に販売するにとどまる場合又は当該情報システム等を保有せず、金融機関等に対し当該情報システム等の運用も保守も行わない場合、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当しない。</p> <p>他方、例えば、事業者が、自らが保有し、又は運用若しくは保守を行う情報システム等を用いて為替取引分析業務を行う場合、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当し得るが、これを委託元金融機関等の行う為替取引分析業務と明快に切り分けることが困難な場合があり得る。</p> <p>この場合において、当該事業者が、単に情報システム等の運用等を行っているにとどまるのか、それとも為替取引分析業を行っているのかについては、為替取引分析業の業務運営の質を確保するとの業規制の目的に照らし、例えば、次の①から④までの各事情を総合的に勘案して、金融機関等（その行う為替取引に関し、当該事業者に為替取引分析業務を委託する者に限る。）の為替取引分析業務に対する当該事業者による関与の度合いが高いと認められる場合に、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当するものと判断する。</p> <p>① 法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる行為のいずれかに</p>	<p>しい点があるかどうかを確認する方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則で定める方法により確認等を行うことが想定される。</p> <p>なお、為替取引分析業者において行われる実際の個別具体的な業務実施内容は、委託元金融機関等との委託契約の内容により異なり得ることに留意が必要である。</p> <p>為替取引分析業は情報システム等を用いないで為替取引分析業務を行う場合もその対象となるものである。これに対し、例えば、情報システム等を用いて為替取引分析業務が行われる場合において、事業者が当該情報システム等を金融機関等に販売するにとどまる場合又は当該情報システム等を保有せず、金融機関等に対し当該情報システム等の運用も保守も行わない場合、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当しない。</p> <p>他方、例えば、事業者が、自らが保有し、又は運用若しくは保守を行う情報システム等を用いて為替取引分析業務を行う場合、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当し得るが、これを委託元金融機関等の行う為替取引分析業務と明快に切り分けることが困難な場合があり得る。</p> <p>この場合において、当該事業者が、単に情報システム等の運用等を行っているにとどまるのか、それとも為替取引分析業を行っているのかについては、為替取引分析業の業務運営の質を確保するとの業規制の目的に照らし、例えば、次の①から④までの各事情を総合的に勘案して、金融機関等（その行う為替取引に関し、当該事業者に為替取引分析業務を委託する者に限る。）の為替取引分析業務に対する当該事業者による関与の度合いが高いと認められる場合に、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当するものと判断する。</p> <p>① 法第2条第18項第1号又は第2号に掲げる行為のいずれかに</p>

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>係る業務において、分析に必要となる制裁対象者等リストの検討又は選定にどの程度関与しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 為替取引分析業務において、どのような手法（例えば、<u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる行為に係る業務における分析シナリオ、取引パターン、敷居値等の設定等）で分析を行うかという分析手法の検討又は決定にどの程度関与しているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>なお、<u>法第2条第21項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務において、事業者が、顧客等の氏名（通称を含む。）、商号又は名称のみを用いて制裁対象者等との照合を行うにとどまる場合（注）において、当該照合を行うことは、為替取引分析業の業務運営の質を確保すると業規制の目的に照らし、同項第1号又は第2号に規定する分析の水準を満たすものとはならず、為替取引分析業に該当しない。</p> <p>（注） このような氏名等のみを用いる照合は、金融機関等の本部等において、氏名等のみならず、住所等の属性情報も勘案して制裁対象者等に該当するか否かを判定する態勢が整備されていることを前提に、当該金融機関等の営業部店窓口等での一次的な確認として行われる場合がある（財務省「外国為替検査ガイドライン」参照）。</p> <p>（2）適用除外要件該当性の判断に当たっての留意事項 命令第2条第1号の該当性の判断に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（注） 以下において、委託元金融機関等の数は、<u>法第2条第21項</u>に規定する銀行等その他の政令で定める者の数（法人格ベース）で計算する。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>係る業務において、分析に必要となる制裁対象者等リストの検討又は選定にどの程度関与しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 為替取引分析業務において、どのような手法（例えば、<u>法第2条第18項第3号</u>に掲げる行為に係る業務における分析シナリオ、取引パターン、敷居値等の設定等）で分析を行うかという分析手法の検討又は決定にどの程度関与しているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>なお、<u>法第2条第18項第1号</u>又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務において、事業者が、顧客等の氏名（通称を含む。）、商号又は名称のみを用いて制裁対象者等との照合を行うにとどまる場合（注）において、当該照合を行うことは、為替取引分析業の業務運営の質を確保すると業規制の目的に照らし、同項第1号又は第2号に規定する分析の水準を満たすものとはならず、為替取引分析業に該当しない。</p> <p>（注） このような氏名等のみを用いる照合は、金融機関等の本部等において、氏名等のみならず、住所等の属性情報も勘案して制裁対象者等に該当するか否かを判定する態勢が整備されていることを前提に、当該金融機関等の営業部店窓口等での一次的な確認として行われる場合がある（財務省「外国為替検査ガイドライン」参照）。</p> <p>（2）適用除外要件該当性の判断に当たっての留意事項 命令第2条第1号の該当性の判断に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（注） 以下において、委託元金融機関等の数は、<u>法第2条第18項</u>に規定する銀行等その他の政令で定める者の数（法人格ベース）で計算する。</p> <p>①～③ (略)</p>